

【公報種別】商標公報の訂正

【発行日】令和6年5月10日（2024.5.10）

【登録番号】商標登録第5434743号（T5434743）

【掲載公報発行日】平成23年9月27日（2011.9.27）

【年通号数】23（2011）-037

【区分】30

【出願番号】商願2009-13632（T2009-13632）

【訂正要旨】【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】に誤りがあったので下記のとおり訂正する。

（190）【発行国】日本国特許庁（JP）

（450）【発行日】平成23年9月27日（2011.9.27）

【公報種別】商標公報

（111）【登録番号】商標登録第5434743号（T5434743）

（151）【登録日】平成23年8月26日（2011.8.26）

（540）【登録商標】

# 森 半 芳 醇

（500）【商品及び役務の区分の数】1

（511）【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第30類 コーヒー及びココア，茶

【国際分類第9版】

（210）【出願番号】商願2009-13632（T2009-13632）

（220）【出願日】平成21年2月26日（2009.2.26）

【審判番号】不服2010-27199（T2010-27199/J1）

【審判請求日】平成22年12月2日（2010.12.2）

（732）【商標権者】

【識別番号】399095003

【氏名又は名称】共栄製茶株式会社

【住所又は居所】大阪府大阪市北区西天満五丁目1番1号

（740）【代理人】

【識別番号】100086380

【弁理士】

【氏名又は名称】吉田 稔

（740）【代理人】

【識別番号】100103078

【弁理士】

【氏名又は名称】田中 達也

【法区分】平成18年改正

【審判長】【特許庁審判官】渡邊 健司

【特許庁審判官】前山 るり子

【特許庁審判官】小林 正和

(561) 【称呼(参考情報)】モリハンホージュン、モリハン、ホージュン

【検索用文字商標(参考情報)】森半芳醇

【類似群コード(参考情報)】

第30類 29A01、29B01、30A01